|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （様式第２号）  認定ガイド心得  屋久島は世界自然遺産に登録され、世界に誇りうる原生的な自然を有しています。私たち「認定ガイド」は、優れた屋久島の自然の中でガイドという仕事を通じて多くの人々に自然のすばらしさを紹介し、理解していただくことで、自然と共生する町づくり、並びに世界的に関心事となっている自然環境の保全に寄与しているのだという誇りを持って、エコツーリズム憲章・屋久島憲章を尊重し、次の心得に基づき活動します。  一、認定ガイドとして「責任」を持って、屋久島の自然環境の保全に努めます。  二、認定ガイドとしての「自覚」を持って、屋久島の自然を通して自然のすばらしさ、大切さを伝えていきます。  三、認定ガイドの「役割」として、地域に根ざした活動を行います。  ガイド事業共通ルール  １.利用者の安全を最優先に考え行動する。  ２.ツアー開始時に自己の活動するフィールドに関わる気象警報が発令されている時は、ガイド活動は行わない。（噴火警報等により立ち入りが規制されている場所には入らない。）積雪等による車両通行止めの時は、県道及び町道には車を乗り入れない。  ３.ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。  ４.屋久島世界自然遺産地域等に関わる環境保全関係法令を遵守する。  ５.特定資格を必要とする活動については、資格を有さない者は行わない。  ６.各集落の水源の取水口箇所より上流（約一キロ）の沢でのガイド活動は、行わない。  ７.水場の上流を汚さない、踏み込まない、水質汚染防止に留意する。  ８.トイレのないところで用を足すときは、携帯トイレの利用等、環境保全に努める。  ９.花之江河等の湿原には踏み込まない。  10.怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。  11.野生動物に餌を与えない。  12.心得や共通ルールに基づいて、来訪者に対してより良い利用の協力を促す。  13.山に動物を連れて行かない。（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く。）  14.ガイドの活動する地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情が発生しないよう、事前の理解を求めるようにする。  15.祠などの神聖な場所の環境をけがさない。  16.万が一の時に備えて、非常時の救急道具、携帯トイレを装備する。  17.休憩等に伴う自然環境への影響、快適な利用環境の創出、利用者の安全管理のために、１名のガイドが引率する人数は、７名程度までとする（白谷雲水峡の弥生杉コース、ヤクスギランドの30分・50 分コースを除く）。  18.ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝え、装備不十分な登山者はツアーに参加させない。  19.心身の状態からツアー参加や継続が難しいと判断されるツアー客は参加を断る、あるいは途中棄権を促す。  20.利用者に対して利用ルールやトイレの場所等を事前に説明する。  21.ツアー中に異常を発見した場合は、関係機関・関係者に報告する。  22.荒川登山バスの円滑な運行に協力する。  ① 山の共通ルール・マナー  1.渡渉点が増水している場合は、無理に渡らない。  2.基本的にスプレーやテープなどの目印をつけない。  3.ガイド中は自然環境に配慮し、貴重な自然資源の保全を積極的に行う。  4.避難小屋や休憩所は譲り合って使用する。  5.山中のトイレを使用する際は、生理用品等は持ち帰るよう利用者に呼びかける。  ② 川の共通ルール・マナー  1.カヌー利用の際に、川幅の狭いところを通過する場合は譲り合う。  2.安房川を利用する場合は正規の駐車場に駐車する。  ③ 海の共通ルール・マナー  ●全事業者  1.水辺のレスキュー技術は現専門的なレスキュー技術の講習を受けておく。  2.ツアー時の安全確保のため常に浮力体の装備を準備しておく。  3.天候が不安定な場合には、海況判断は慎重に行う。  4.釣人や地元の方との無用なトラブルを避けるため、自ら率先したコミュニケーションを取るよう心がける。  ●シーカヤック  1.港内では海上交通ルールを遵守し、漁船等の航行を妨げないよう安全な利用を心がける。  2.港内と港の出入り口は基本的に右側通航を行う。  3.シーカヤックは、港のつくり、防波堤や消波ブロック等の環境要因で、やむを得ず左側通航や航路横断を行うこともあるため、港内、出入港時にはリーダー艇には高さ1メートルほどの視認性の良い旗を立てて、動力船からは見えにくい自分たちの存在と動きをはっきりと相手に伝える。  4.港内での練習は必要最低限とする。  5.一湊港、宮之浦港、安房港、栗生港内で、船が停泊する場所は利用しない。  6.カヤックの場合はフラッグなどを掲げ自分の存在を知らせる。  ●ダイビング・シュノーケリング  1.ダイビング・シュノーケリング共通ルール  ・港付近や航路になる所では船舶の妨げにならないよう、ダイビングやシュノーケリング等は行わない。  ・屋久島スキューバダイビング事業者組合加盟店以外のショップや個人グループについては窓口になったショップが事前に他組合加盟店に連絡を回し、責任を持って自主ルールへの賛同を求める。  2.一湊タンク下（一湊赤灯台先ポイント）  ・ビーチダイビングの際、車は堤防の反対側に奥から駐車する。  ・船の航路に一部重なるので基本的に水面移動やシュノーケリングは禁止する。  （ただし迷子やはぐれた時の緊急時はこの限りではない。）  3.一湊クレーン下（一湊海水浴場奥元ヤクデン荷揚げ場鉄橋後）  ・現地集合の際、レンタカーなどの車両は乗入禁止とする。  4.元浦  ・車を駐車する場合は海側の芝生へは乗入せず、一海水浴場側を利用する。夏の繁忙期などは第2駐車場を利用する。  5.吉田  ・駐車は港奥の砂利スペースを利用する。  6.原  ・港奥の水路は潜水可能とする。  7.平内  ・帰港中の船に分かるように、潜水時は必ずダイビングフラッグを港近くの目立つ所に立てる。  ④ウミガメに関する共通ルール・マナー  1.永田浜と栗生浜でウミガメ等を観察する際は、地域の自主ルールに従って観察する。  私は、上記認定ガイド心得を遵守し、ガイド事業共通ルールに同意します。  また、認定後は認定ガイドとして研鑽を積み、地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位の向上に努めます。 | | | |
|  | 令和　　年　　月　　日 | | |
|  | 氏　名 |  | 印 |
|  | | | |